

# 催しで火気器具等を使用する場合**消火器**の準備が必要です！

- ・多数の者の集合する催しで火気器具等を使用する場合は消火器の準備が必要です。
- ・火気器具等を使用する露店等を開設する場合は開設の届け出が必要です。
- ・屋外での大規模な催しを消防長が「大規模催し」として指定した場合、主催者は「火災予防上必要な計画書」の提出が必要です。

## 対象となる催し

祭礼、縁日、花火大会、展示会等の催しで火気器具等を使用する場合があります。火気器具を使用しない催しは対象外となります。

## 火気器具

ガスコンロ、ストーブ、発電機等の液体燃料、気体燃料を使用する器具です。炭などの固体燃料や電気器具も対象となります。

## 露店の開設

多数の者の集合する催しで火気器具を使用する露店を開設する場合は届け出が必要となります。届け出は開設する者が行うこととなります。

## 大規模催し

1日当たりの人出予想が10万人以上で、露店等が100店舗を超える屋外での催しを「指定催し」として指定し、「火災予防上必要な計画書」の提出が必要となります。  
※平塚市では「七夕祭り」を想定しています。



お問い合わせ 平塚市消防本部予防課 0463-21-9727・消防署管理担当 0463-21-9614

## 催し開催時の消火器の準備と露店等開設時の届け出フローチャート



多数の者集合する催しを開催

火気器具を使用しますか？

NO

消火器の準備必要なし

YES

消火器の準備！



NO

火気器具を使用する露店を開設しますか？

露店開設の届け出必要なし

YES

露店開設の届け出

## Q&A

Q 全ての催しが届け出対象になるの？

A 自治会のお祭りやPTAの行事等相互に面識のある者同士の集まりは対象外としますが、自主的に消火器の準備をお願いします。

Q どんな消火器を準備すればいいの？

A 業務用の消火器を用意してください。住宅用消火器やエアノール式簡易消火器は認められません。なお、設置する場合は1の火気器具に対し1本以上用意してください。

Q 露店等の届け出は誰がするの？

A 露店等を開設する者が届け出ることとなりますが、複数の露店等が開設される場合は催しの主催者、施設の管理者、露店等を統括する者がまとめて届け出るようにしてください。

お問い合わせ 平塚市消防本部予防課 0463-21-9727・消防署管理担当 0463-21-9614